

# 業務指示書

## ベナン国内水面養殖普及プロジェクトフェーズ2

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年11月30日 12時 まで

問合せ先： 調達部 契約第二課 真野 修平 Mano.Shuhei@jica.go.jp

質問に対する回答： 2016年12月5日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めているものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は囑託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務: 水産養殖振興

##### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／農民間普及）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：養殖振興
- 2) 対象国又は同類似地域：ベナン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 養殖技術】

- 1) 類似業務の経験：養殖技術
- 2) 対象国又は同類似地域：ベナン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

### 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

#### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

#### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

(1) 提出期限：2016年12月16日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）

(3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部

見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

#### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

(1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

(2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき

(3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

(4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき

(5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

(6) 虚偽の内容が記載されているとき

(7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

### 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。  
( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他(以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(XOF1 = 0.1754 円, US\$1 = 104.758 円, EUR1 = 115.108 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 12月22日(木) 10:00 ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町) 会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／農民間普及  
養殖技術

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

65.00 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年1月6日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7. 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2016年10月)」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者 (JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。) 及びその親会社/子会社等は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) 以外の役務及び財の調達から排除されます。

- ( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表

ベナン国内水面養殖普及プロジェクトフェーズ2

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/農民間普及	(32.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	3.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( 8.00)	(14.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00	8.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力: 養殖技術	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力:	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力:	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力:	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00]	



## 【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

ベナンでは、国民が摂取する動物性タンパクの53%を水産物が占めるが、同国での水産物消費量約214千トン／年のうち、国内生産量は約50千トン／年に留まり、約163千トン／年を輸入（出典：いずれも2014年データ、ベナン水産生産局）に依存している。このため、国内水産物生産量の増大は食料安全保障上、また経常収支改善のためにも重要である。

ベナンの水産セクターにおいては、海岸線が約125kmと短いこともあり、海面漁業による生産量増加の余地は限られる一方、内陸部には約33,300haの汽水域、約700kmの河川水域、約200,000haの氾濫原を有しており、内水面養殖を行う上でのポテンシャルは高いとされている（出典：ベナン水産生産局）。

このため、ベナン政府は産業多角化や経常収支の改善、貧困削減を目的として、内水面養殖を重点開発分野に位置付け、我が国に内水面養殖の技術協力を要請した。JICAは同要請を受け、開発調査「内水面養殖振興による村落開発計画調査」（2007年～2009年）や技術協力プロジェクト「内水面養殖普及プロジェクト（以下、「PROVAC1」という）」（2010年～2014年）等の支援を行い、内水面養殖に従事する農家数や生産量がそれぞれ、2.5倍、3倍に増加するといった成果を挙げて来た。

今後、ベナンの内水面養殖を本格的に展開するには、内水面養殖のポテンシャルが高く、飼料や種苗の入手が比較的容易な同国南部地域（PROVAC1対象地域）において、PROVAC1の成果の一つである農民間普及のアプローチを定着させることが必要であり、加えて、北部地域においても内水面養殖普及の可能性を検討する必要がある。

このような課題認識の下、ベナン政府は日本政府に対し、PROVAC1での成果を発展・展開させ、適切な内水面養殖手法を普及するためのツール策定や人材育成・普及体制の強化を通じた養殖振興を進めるべく、技術協力を要請した。

2. プロジェクトの概要(R/D (Record of Discussions) に記載されたプロジェクト概要の仮訳であり、R/Dに記載された原記載を参照すること)

## (1) プロジェクト名

内水面養殖普及プロジェクトフェーズ2（以下、「PROVAC2」という）

## (2) 上位目標

ベナンにおける養殖生産量が増加する。

## (3) プロジェクト目標

農民間普及アプローチ及び養殖技術改善を通じてベナン全土に養殖生産が拡大する。

## (4) 期待される成果

1) ベナンにおける養殖の現状に関する情報が取りまとめられる。

- 2) PROVAC1 対象 7 県において、農民間普及アプローチが強化される。
- 3) ベナン北部・中部の 5 県及び技術交換対象国(※)において養殖技術及び農民間普及アプローチの適用可能性が確認される。4) PROVAC1 対象 7 県において養殖生産技術が多様化し、養殖の生産性が向上する。
- 5) 養殖農家の金融アクセスが改善される。
- (※)内水面養殖振興ニーズの高い近隣国であるカメルーン、トーゴ、アンゴラ、ガボン、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国を技術交換対象国とし、特に養殖のポテンシャルが高く養殖振興に意欲のあるカメルーン、ベナンと自然環境の類似性が高いトーゴを技術交換重点国とする。

#### (5) 活動の概要

##### 【ベナンの養殖現状の取りまとめ】

- 活動 1-1 プロジェクト対象地域における養殖生産量、養殖農家数、政府の支援体制に関する調査を実施する。
- 活動 1-2 PROVAC1 で支援した養殖家の事後状況を確認する。
- 活動 1-3 農民間普及アプローチの改善策を提案することを目的として 1-1 および 1-2 の調査の取り纏めを行う。

##### 【南部 7 県の農民間普及アプローチの強化】

- 活動 2-1 1-3 の結果を踏まえ、農民間普及アプローチのガイドラインを作成する。
- 活動 2-2 PROVAC1 の対象 7 県(リトラル、アトランティック、プラトー、ウエメ、モノクフォ、ズー)において普及員と中核養殖家の技術研修及びブラッシュアップ研修を行う。
- 活動 2-3 農民間普及アプローチ改善のためにガイドラインを活用する。

##### 【北中部 5 県及び技術交換対象国での適応可能性の確認】

- 活動 3-1 ベナン中北部 5 県(アリポリ、アタコラ、ボルグー、ドンガ、コリネス)において、中核養殖家と普及員に対して農民間普及アプローチに関する研修を行う。
- 活動 3-2 ベナン中北部 5 県において、中核養殖家と普及員に対して養殖生産技術に関する研修を行う。
- 活動 3-3 技術交換対象国に対して、農民間普及アプローチ導入のために必要な研修をベナンにおいて実施する。
- 活動 3-4 技術交換重点国において、導入された農民間普及アプローチのフォローアップを行う。
- 活動 3-5 農民間普及アプローチの応用性を評価し、その成果を発信する。

##### 【南部 7 県の養殖生産技術の多様化・生産性向上】

- 活動 4-1 池養殖の生産性向上のための改善策を実施する。
- 活動 4-2 網生簀養殖等の新たな養殖開発を行う。
- 活動 4-3 PROVAC1 で作成したマニュアルを改訂する。
- 活動 4-4 新規導入の養殖技術に関するマニュアルを策定する。

##### 【金融アクセスの改善】

- 活動 5-1 養殖家および金融機関に必要とされる養殖家への融資条件を調査する。
- 活動 5-2 養殖家がアクセス可能な融資システムの構築を金融機関に提案する。

#### (6) 対象地域

ベナン全土( PROVAC1 対象南部7県(約 17 千 km<sup>2</sup>、人口約6百万人)及び北部・中部の5県(約 98 千 km<sup>2</sup>、人口約4百万人))

#### (7) 関係官庁・機関

農業・畜産・漁業省(MAEP)水産生産局(DPH)

### 3. 業務の目的

ベナンにおいて、内水面養殖に係る生産技術の多様化及び農民間普及アプローチの強化を行うことにより、内水面養殖の生産拡大を図り、もって同国の食料安全保障と貧困削減に寄与するものである。

なお、ベナンにおける成果及び知見を周辺国(トーゴ、カメルーン等)に技術交換を通じて共有することにより、地域の内水面養殖開発にも貢献することが期待される。

### 4. 業務の範囲

本業務は、JICA が 2016 年 10 月 19 日にベナン農業・畜産・漁業省と締結した R/D に基づいて実施される「内水面養殖普及プロジェクトフェーズ2」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 業務の実施方針」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. 業務の実施方針

#### 5-1 基本方針

##### (1) 国家政策・計画実現への貢献

同国は大統領の強いイニシアティブの下、養殖振興を国家発展の一つの柱とし、新しい養殖振興計画を策定しつつある。同計画では明確な生産量目標が掲げられる予定である。本プロジェクトでは同計画実現への一翼を担う貢献を行っていく。

なお、同計画は大統領直轄シンクタンクである農業セクター調査支援事務所(Bureau d' Etudes et d' Appui au Secteur Agricole) が原案を作成している。同シンクタンクとも密な情報交換を図るものとする。

##### (2) 対象地域による活動の差別化、メリハリのある投入

上位目標を十分に意識しながらプロジェクト目標を達成していく。PROVAC1 の対象地域では、養殖生産量増加に向けた技術改善を行うとともに、農民間普及アプローチの強化(具体的には、アプローチの体系化および実施ノウハウの更なる蓄積)による養殖普及を目指す。一方、PROVAC2 で新しく対象地域となった中北部5県では、農民間普及アプローチの応用性を実地検証することに主眼を置き、それぞれの対象県における養殖開発ポテンシャルに見合う投入を行っていく。

### (3) 広域協力の枠組み

PROVAC2 では、PROVAC1 での成果が近隣諸国や他ドナー関係者の中で高く評価されていることを踏まえ、広域技術交換として近隣諸国への技術研修を実施することとしている。対象国は、内水面養殖振興ニーズの高い、カメルーン、トーゴ、アンゴラ、ガボン、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国である。中でも、特に養殖のポテンシャルが高く養殖振興に意欲のあるカメルーン、ベナンと自然環境の類似性が高い隣国であるトーゴについては、技術交換重点国と位置付けている。

広域技術交換の実施方法としては、対象国の養殖政府関係者（普及員含む）及び中核養殖家をベナンに招聘し、農民間普及アプローチや養殖技術に関する研修を実施するとともに、各国の養殖振興に係る取組や成果・教訓を共有する活動を想定している。アンゴラ等の文化圏・言語圏の異なる対象国からの政府養殖関係者の招聘にあたっては、プロジェクト側からの説明や協議の内容について十分に理解が得られるようポルトガル語での翻訳資料やポルトガル語-仏語間通訳を用意する等、受け入れ時に十分な配慮が求められる。加えて、重点国であるカメルーン及びトーゴに関しては、プロジェクト専門家や C/P の出張指導を通じた技術的なフォローを併せて行うことを想定している。ただし、資機材等の大きな投入は行わない。

### (4) PROVAC1 の教訓

本プロジェクトでは、中核養殖家と普及員の育成及び能力強化を通じた内水面養殖技術の普及・拡大を図り養殖家及び生産量の増加を目指すことから、PROVAC1 の教訓を踏まえ、地域の特性やニーズに合った形で中核養殖家や普及員を配置・育成するとともに、PROVAC1 で実施してきた農民間普及アプローチの効果を検証し、持続的な普及が実現するよう必要に応じてアプローチの改善を行う。

### (5) 経済活動（事業）としての養殖振興

本プロジェクトでは、事業としての養殖産業の振興を図りながら養殖生産の拡大を目指していく。PROVAC1 では池中養殖に加え箱養殖の普及が図られ養殖家数の増加に大きく貢献した。PROVAC2 では生産量の増大が見込める生産技術の開発、優良養殖家を選択しながら、個々の養殖家の育成のみならず養殖産業全体の持続性のある発展を目指していく。

PROVAC1 では、マイクロクレジットの導入により、多くの新規養殖家の参入を促すなどの成果をあげたが、PROVAC2 では養殖事業向け投融資制度の導入を目指した活動を行う。

### (6) 他ドナー及び他プロジェクトとの連携

ベナンでは、他ドナーによる養殖分野のプロジェクトが実施もしくは予定されていることから、相乗効果を目的とした他ドナーとの連携の可能性が考えられる。農民間普及アプローチを中心とする JICA プロジェクトの成果を広域展開させていく観点からも、他ドナーとの連携や情報提供要請に対しては積極的に対応する。ただし、プロジェクトによって援助方針、活動の実施方法、対象地域、対象者などが異なることから、連携する場合にはこれらを十分に精査の上、活動内容が重複しないよう事前に綿密な協議を行う。

また、JICA 農村開発部では、養殖生産による栄養安全保障への貢献に関する基礎



情報の収集を行うべく、FAO と連携しているところである。こうした活動への支援を求められた場合は、積極的に対応する。さらに、コートジボワールで実施中の「内水面養殖再興計画策定プロジェクト」と情報交換を行い、内水面養殖を振興する上での教訓の共有や必要に応じた連携活動等を行う。

#### (7) 積極的な成果の発信

農民間普及アプローチ及び我が国の養殖技術支援に対して地域的な関心が高まっていることを受け、プロジェクトではそれらの広域普及を念頭において成果の積極的な発信に努める。

#### (8) IFNA (食と栄養のアフリカ・イニシアティブ)

TICAD VI において IFNA の創設が決定されている。本プロジェクトは動物タンパク源やその他微量栄養素の供給改善にも直接的に寄与する活動でもあることから、必要に応じて IFNA へも貢献 (プロジェクトによる収集データの提供や分析など) すること。

#### (9) 環境への配慮

環境や生態系に負の影響を与える恐れのある活動に際しては、ベナンの関連する法令に基づいて適切な予防措置を施し、持続的な養殖振興に配慮すること。

#### (10) ジェンダーへの配慮

本プロジェクトの実施に際しては、ベースライン調査の結果等を踏まえ、現地の社会経済事情に応じ、適切にジェンダー配慮すること。

### 5-2 プロジェクト運営方針

#### (1) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について適宜 JICA に提言を行うことが求められる。

JICA は、これら提言について遅滞なく検討し、必要な処置 (先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等) を取ることとする。

また、本プロジェクト期間中、事業開始後 2 年半後、事業終了 6 カ月目途に、相手国実施機関と合同で、プロジェクトの時期に応じた運営指導を目的とした調査を行い、その結果を合同調整委員会で協議・承認を得るものとする。また、これとは別に、JICA は必要に応じて評価ミッションなどの派遣を行うものとする。

#### (2) 安全対策

プロジェクトの実施に際しては、安全対策について万全を期す必要がある。安全対策に関する JICA 事務所 (支所) からの指示に従うとともに、JICA が設定する安全管理基準を厳守すること。また、専門家チームとしても、日常的に治安情報の収

集に努めること。

なお、緊急時の連絡体制については、特に万全を期すること。

### (3) 事業のフェーズ分け

本業務は、成果ごとの活動の周期を勘案し、以下の4つの契約期間に分けて実施することを想定している。それぞれの契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について JICA と協議するものとする。

なお、上記記述に拘らず、コンサルタントが適切と考えるフェーズ分けがある場合には、当該フェーズ分け内容をプロポーザルにて提案することができる。

- ・ 第1年次：2017年2月～2018年1月
- ・ 第2年次：2018年2月～2019年4月
- ・ 第3年次：2019年5月～2020年7月
- ・ 第4年次：2020年8月～2022年1月

### 5-3 プロポーザルにおいて提案する事項

「6. 業務の内容」に記載されている活動のうち、コンサルタントは特に以下の事項に関し、具体的な内容についてプロポーザルにおいて提案すること。

#### (1) 技術方針

- 1) 「2. (5) 活動の概要」活動4-1及び4-2において、池養殖の生産性向上のための改善、網生簀養殖等の新たな養殖開発を行うことが示されている。これらについて本プロジェクトで想定される改善策及び新たな養殖開発について提案する。また、その試験・実証・導入に係る具体案を提示する。
- 2) 養殖振興において優良かつ安価な種苗・餌料へのアクセス確保は重要なファクターである。これらについては PROVAC1 での教訓を踏まえ改善案を提案する。

#### (2) 農民間普及アプローチ改善

「2. (5) 活動の概要」活動2-1において農民間普及アプローチのガイドラインを作成することになっている。本ガイドラインの作成にあたり、明らかにすべき事項、留意すべき点を示しつつ、ガイドラインの概要及びコンセプトを提案する。

#### (3) 金融アクセス改善

「2. (5) 活動の概要」活動5において養殖事業へ金融アクセス改善への取り組みを行うこととなっている。現在養殖事業への金融アクセスは企業型養殖もしくはマイクロクレジットで一部実施されている以外、大多数の養殖家は金融へのアクセスはできない状態である。この点について養殖家サイド、金融機関サイドからの問題点を指摘し、本プロジェクトで予定される活動及び期待される成果をできるだけ具体的に提案する。

#### (4) 対象地域による投入

本プロジェクトでは大きく PROVAC1 対象地域、中北部地域、技術交換重点国、技術交換対象国と4つに対象地域が分かれている。これら対象地域ごとに予定

される投入及びその割合（研修回数や予想される人数など）について提案する。

(5) 活動・成果の発信

本プロジェクトは中西部アフリカ地域における JICA 養殖支援の中心的役割を果たすことが期待されており、本プロジェクトの活動・成果の発信は重要である。活動・成果の発信についての概要及びそれにより期待される効果を提案する。

6. 業務の内容

【第1年次契約期間：2017年2月～2018年1月】

(1) プロジェクトの基本方針、アプローチ方法の検討

JICA 提供資料及び独自に収集した情報を分析し、プロジェクトの基本方針、具体的なアプローチ方法及び成果の発信方法を検討する。この際、特に、「ベナン国内水面養殖普及プロジェクト プロジェクト事業完了報告書」、「ベナン国内水面養殖普及プロジェクトフェーズ2 詳細計画策定調査結果」及び「心理学的側面からみたアフリカ地域農業・農村開発分野技術協力にかかる分析調査報告書」を参考にするとともに、在コートジボワール水産専門家からの情報収集、JICA 農村開発部と協議すること。

(2) モニタリングシートの作成

プロジェクト実施期間中、6カ月に一度（計9回）、C/P と共同してモニタリングシートを作成し、JICA ベナン支所に提出すること。モニタリングに際して、コンサルタントは業務に関連した資料等を整理・提供する。また、作成時期までの活動の進捗状況とそれに伴うプロジェクト目標及び成果の達成状況、プロジェクト実施にあたり工夫した結果、ポジティブな成果を得られた事項や残りの活動を実施する際に改善・留意すべき点を中心に取りまとめること。

(3) ワーク・プラン（第1年次原案）の作成・協議

(1) の検討を踏まえ、ワーク・プラン（第1年次原案）（仏文・和文）を作成する。記載項目については、「7（1）ア）」を参照すること。

また、ワーク・プランの内容については、実施機関に対して説明、意見交換を行い、合同調整員会の合意を得ること。この際、今後の実施体制、便宜供与内容についても確認すること。

(4) ベースライン調査の実施

ベナン全土における養殖セクターの概況やプロジェクト対象地域におけるセクターの詳細状況（養殖生産量、養殖家数、政府の支援体制等を含む）に関する調査を実施する。調査の実施にあたっては、PROVAC 1 対象地域においては、プロジェクト実施効果の発現状況、農民間普及アプローチの進捗状況の確認にも留意する。調査目的、項目案は以下のとおりである。当該調査の効果的な実施方法についてプロポーザルの中で提案すること。現地再委託による実施を可とする。また、追加的な調査項目が必要と考えられる場合には、プロポーザルの中で併せて提案すること。

当該調査の結果（生データおよび分析結果を含む）については独立した報告書と

して取りまとめ、先方政府及び JICA に提出すること。

なお、調査項目のうち「一般状況」については、既存の情報の収集・取りまとめに対応することも検討し、効率的な調査を心がけること。

#### ①調査目的

- ア. プロジェクト対象地域、グループの社会・経済的背景を把握する。(調査で把握すべき重要な観点をプロポーザルに記載)
- イ. 対象地域における内水面養殖の現状と課題を把握し、プロジェクト活動の詳細を決定する上での参考とする。特に、PROVAC1 で支援した養殖家の事後状況について確認し、農民間普及アプローチの改善策を検討する際の参考とする。
- ウ. 他のドナーの活動状況を確認し、連携の可能性を検討する。
- エ. 農業分野(養殖を含む)に対する投融資環境を把握する。
- オ. 技術交換対象国対象セミナーや既存資料収集を通じ、技術交換対象国の養殖普及状況をレビューする(この段階では現場踏査は不要)。

#### ②調査項目

##### ア. 一般状況

###### 1) 自然環境

気候、植生、土壌等

###### 2) 社会環境

人口、人口密度、人口構成、民族構成、宗教、主要言語、家族構成、男女構成、就学率、識字率等

###### 3) 社会・生活基盤の整備状況

教育、保健衛生、電気、電話、テレビ・ラジオの普及、交通手段の有無  
関連社会インフラの整備状況等

###### 4) 経済基盤の状況

地域別主要生産物、流通事情、土地所有等

###### 5) その他必要な項目

##### イ. 内水面養殖の基礎情報

###### 1) 内水面養殖の基礎情報

- ・養殖経営体数とその地理的分布
- ・養殖形態規模構成
- ・養殖施設の稼働状況
- ・養殖生産量(魚種別)
- ・種苗生産施設と種苗生産量
- ・既存餌料生産施設と潜在的生産施設(家畜用飼料生産施設など)
- ・普及可能な既存の養殖技術
- ・水産物流通の状況(インフォーマルな水産物輸出入も含む)
- ・水産物の価格形成のメカニズム

###### 2) 行政の状況

- ・内水面養殖に関する政策・戦略・計画
- ・農業畜産水産省の概要
- ・地域農業促進センター及び市農業促進センターの概要

- ・地域ごとの水産普及活動の状況

### 3) 養殖家の状況

- ・社会状況：家族構成、男女の役割、利害関係者（種苗生産者、中間流通業者）との関係
- ・経済状況：養殖収入及び養殖外収入、生産財及び土地の所有状況、養殖資材購入（購入額、量、時期）、資金調達、販売状況（金額、量、アクセス）、支出項目、流通の方法等
- ・生産者組合等既存組織の概況：組織の有無、活動状況、活動内容、財務状況、養殖家の信頼度等

（注：養殖家の状況調査にあたっては、既存養殖家だけでなく、潜在的養殖生産者である一般農業世帯の概況についても一定数調査対象に含めること）

### ウ. 他ドナーの内水面養殖における活動状況

### エ. 農業分野（養殖を含む）に対する投融資環境

#### 1) 金融セクターの基礎情報

- ・金融機関（マイクロファイナンス機関を含む）数、種類、地理的分布、
- ・金融機関の規模構成、預貸率等の経営指標
- ・モバイルマネーやインフォーマルな金融の普及率、利用状況

#### 2) 貸出側（商業銀行、マイクロファイナンス機関、その他インフォーマルな金融機関それぞれ）の基礎情報

- ・養殖組合やその他機関、個別養殖家毎の審査基準、審査方法
- ・養殖組合やその他機関、個別養殖家毎の貸出条件
- ・養殖組合やその他機関、個別養殖家毎の延滞率、債権回収率等統計
- ・モバイルマネーの活用方法

#### 3) 借入側（養殖組合やその他機関、個別養殖家それぞれ）の基礎情報

- ・経営指標
- ・経営者や従業員の教育水準、財務諸表等の作成能力
- ・資金需要
- ・資金調達方法（インフォーマルな金融を含む）
- ・モバイルマネーの活用方法
- ・融資申請手続、融資申請方法

### オ. 技術交換対象国の養殖普及状況

## (5) プロジェクト活動の詳細及び指標の決定

上記セクター現況調査の結果を踏まえ、プロジェクト対象地区、プロジェクト支援中核養殖家候補、養殖生産技術の改善・開発の方向性等、プロジェクト活動の詳細を検討する。また、プロジェクトの指標・目標値についても検討する。その後、検討結果について実施機関と協議し、合同調整委員会にて承認を得る。

## (6) 農民間普及アプローチのガイドライン案の作成

PROVAC1 における農民間普及アプローチ手法の現状を精査したうえで、その改善策を検討・実施する。それらの成果を踏まえて当該アプローチを養殖普及の手法として体系化した「農民間普及アプローチの実施ガイドライン」を作成する。当該ガ

イドラインはプロジェクトの早い段階で原案を作成し、プロジェクト活動を行う中でその内容の改定を進め、プロジェクト実施期間中に最終化することとする

(7) 養殖生産技術の多様化・生産性向上に係る技術改善・開発

池養殖の生産性向上に係る技術改善及び網生簀養殖等の新たな養殖開発に係る活動を行う。ベナンを含む近隣諸国の社会・経済的および自然環境的な条件に適合し、支援ニーズが高いと考えられる技術改善・開発の方向性につきプロポーザルの中で提案すること。プロジェクトで実施する技術改善・開発の具体的な内容については、JICA 農村開発部と綿密に協議の上で確定する。

(8) PROVAC1 対象南部7県での研修の実施

農民間普及アプローチの普及・強化を目的とした国内向けの研修プログラム・教材（農民間普及アプローチの活用を含む）を開発し、PROVAC1 対象地域において関連研修を実施する。

(9) 技術交換対象国に対する研修の実施

プロジェクト開始の早い段階で技術交換対象国の養殖普及担当者を招聘し、各国の養殖普及概要を把握するとともに、本プロジェクトの広域協力の概要を共有し、効率的な広域研修実施のための人的ネットワークを構築する。

(10) 養殖家に対する投融資制度の構築のための関連支援活動の実施

養殖セクター概況調査で明らかになった農業分野における投融資環境を分析し、養殖分野における投融資制度の構築のための支援活動を計画・実施する。

(11) プロジェクト業務進捗報告書の作成

第1年次契約期間の活動状況を総括し、プロジェクト業務進捗報告書（第1年次）として取りまとめる。また、報告書内容については、C/P と共有するとともに JICA に報告する。

【第2年次契約期間：2018年2月～2019年4月】

(1) ワーク・プラン（第2年次原案）の作成・協議

業務計画書（第2年次）に基づき、第2年次の活動の基本方針、具体的方法等を記述したワーク・プラン（第2年次原案）（仏文・和文）を作成する。記載項目については、「7（1）ア」を参照すること。

また、ワーク・プランの内容については、実施機関に対して説明、意見交換を行い、合同調整委員会の合意を得ること。

(2) 養殖生産技術の多様化・生産性向上に係る技術改善・開発（継続）

第1年次に開始した活動を継続して実施する。

(3) PROVAC1 対象南部7県での研修の実施（継続）

第1年次に開始した活動を継続して実施する。

(4) 中北部5県での研修の実施

中北部5県の中核養殖家候補及び普及員に対して養殖生産技術及び農民間普及アプローチに係る研修を実施する。この際、農民間普及アプローチの応用性を現地検証することに主眼を置き、中北部の自然環境・養殖事情を分析した上で、それぞれの対象県における養殖開発ポテンシャルに見合う投入とする。

(5) 技術交換対象国に対する研修等

国内向けの養殖研修プログラムを基に、広域研修向けの研修プログラム・教材を開発し、技術交換対象国に対して養殖生産技術及び農民間普及アプローチに係る研修をベナンにて行う。また、技術交換重点国の養殖普及状況の詳細を把握するための現場踏査を行う。特に、普及に関して農民間普及アプローチの実施が有効かを確認する。

(6) 養殖家に対する投融資システムの構築のための支援活動の実施（継続）

第1年次に開始した活動を継続して実施する。必要に応じて養殖分野投融資に係る関係者を招集したセミナーを開催し、投融資実施のための課題の抽出や解決法をさぐる。

(7) 中間セミナーの開催

第1年次・2年次の活動・成果に係るセミナーを開催する。本セミナーでは関係者へのプロジェクトの周知、今後の協力呼びかけを行うとともに、マスメディアを通じた積極的な広報活動を図る。

(8) プロジェクト業務進捗報告書の作成

第2年次契約期間の活動状況を総括し、プロジェクト業務進捗報告書（第2年次）として取りまとめる。また、報告書内容については、C/Pと共有するとともにJICAに報告する。

【第3年次契約期間：2019年5月～2020年7月】

(1) ワーク・プラン（第3年次原案）の作成・協議

業務計画書（第3年次）に基づき、第3年次の活動の基本方針、具体的方法等を記述したワーク・プラン（第3年次原案）（仏文・和文）を作成する。記載項目については、「7（1）ア）」を参照すること。

また、ワーク・プランの内容については、実施機関に対して説明、意見交換を行い、合同調整委員会の合意を得ること。

(2) 養殖生産技術の多様化・生産性向上に係る技術改善・開発（継続）及びマニュアル案の作成

第1、2年次に行った活動を継続するとともにそれまでの経験を基に技術マニュアル案をまとめる。

(3) PROVAC1 対象南部7県での研修の実施（継続）

第1、2年次に行った活動を継続するとともに、(2)で改善・開発した技術についても農民間普及アプローチガイドライン案を活用した普及活動を行う。

(4) 中北部5県での研修の実施(継続)

第2年次に行った研修のフォローアップ支援の必要性を確認し、必要な支援活動(フォローアップ研修等)を実施する。

(5) 技術交換対象国に対する研修等(継続)

第2年次に引き続き、技術交換対象国に対して養殖生産技術及び農民間普及アプローチに係る研修をベナンにて行う。また、技術交換重点国のそれぞれ一つの地域を選択し、農民間普及アプローチガイドライン案を活用した養殖普及活動の支援を行う。

(6) 養殖家に対する投融資制度案の金融機関への提案

養殖事業を対象とした実効性のある投融資制度案を金融機関へ提案するとともに、事業拡大意欲のある養殖家と金融機関の仲介を支援する。

(7) プロジェクト業務進捗報告書の作成

第3年次契約期間の活動状況を総括し、プロジェクト業務進捗報告書(第3年次)として取りまとめる。また、報告書内容については、C/Pと共有するとともにJICAに報告する。

【第4年次契約期間：2020年8月～2022年1月】

(1) ワーク・プラン(第4年次原案)の作成・協議

業務計画書(第4年次)に基づき、第4年次の活動の基本方針、具体的方法等を記述したワーク・プラン(第4年次原案)(仏文・和文)を作成する。記載項目については、「7(1)ア」を参照すること。

また、ワーク・プランの内容については、実施機関に対して説明、意見交換を行い、合同調整委員会の合意を得ること。

(2) 養殖生産技術の多様化・生産性向上に係る技術改善・開発及びマニュアルの作成(継続)

これまでの活動を踏まえ、第3年次に作成したマニュアル案を必要に応じて改善し、最終版として完成させる。

(3) PROVAC1対象南部7県での研修の実施(継続)及び農民間普及アプローチのガイドラインの最終化

第1年次からの研修を継続して実施するとともに、これまでの活動を踏まえて第1年次に作成した農民間普及アプローチガイドライン案を必要に応じて改善し、最終版として完成させる。

(4) 技術交換重点国に対するフォローアップの実施及び成果の取りまとめ



技術重点対象国に対し、これまでに行った研修・普及活動に係るフォローアップを行い、技術重点国における養殖技術及び農民間普及アプローチの適用可能性の検証結果を取りまとめる。

(5) 農民間普及アプローチによる普及活動の評価及び成果の発信

本プロジェクトにおいて行った活動を総括し農民間普及アプローチによる普及活動の評価する。また、当該評価及びこれまでの活動成果に係るセミナーを開催する。本セミナーの開催前後には、マスメディアを通じた積極的な広報活動を行い、地域へのプロジェクト成果の積極的な発信を図る。

(6) 養殖家に対する投融資制度案の金融機関への提案（継続）

養殖事業に対する持続的な投融資制度が確立されるよう第3年次の活動を継続する。

(7) プロジェクト業務完了報告書の作成

契約期間の活動状況を総括し、プロジェクト業務完了報告書として取りまとめる。また、報告書内容については、G/Pと共有するとともにJICAに報告する。

【全契約期間を通じての業務】

(1) 情報共有のための会議の開催（合同調整委員会を含む）

多様なステークホルダーとプロジェクトの進捗にかかる情報を共有するため、合同調整委員会を含む関係者の情報共有会議を定期的に開催する。

(2) 積極的な成果の発信

中間時及び終了時のセミナーも含め、活動実施期間中、様々な媒体、機会を利用し積極的な成果の発信に努める。本プロジェクトはベナンを拠点とするものの近隣国への支援も含まれることから、成果の発信はベナン国内に限らず地域を対象に広く行っていくものとする。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、第1年次はプロジェクト事業進捗報告書（第1年次）、第2年次はプロジェクト事業進捗報告書（第2年次）、第3年次はプロジェクト事業進捗報告書（第3年次）、第4年次はプロジェクト事業完了報告書とし、それぞれ（2）の技術協力成果品を添付するものとする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

年次	レポート名	提出時期	部数
----	-------	------	----

第1年次	業務計画書（第1年次） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文：10部
	Monitoring Sheet Ver.1	案件着手後1カ月以内	和文：2部 仏文：2部
	ワーク・プラン（第1年次）	業務開始から約3カ月後	和文：10部 仏文：10部
	ベースライン調査報告書	業務開始から約6カ月後	和文：10部
	Monitoring Sheet Ver.2	Ver.1提出の6カ月後	和文：2部 仏文：2部
第2年次	業務計画書（第2年次） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文：10部
	ワーク・プラン（第2年次）	業務開始から約1カ月後	和文：10部 仏文：10部
	Monitoring Sheet Ver.3	Ver.2提出の6カ月後	和文：2部 仏文：2部
	Monitoring Sheet Ver.4	Ver.3提出の6カ月後	和文：2部 仏文：2部
	プロジェクト業務進捗報告書 （第2年次）	第2年次契約終了時	和文：10部 仏文：10部 CD-R：3枚
第3年次	業務計画書（第3年次） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文：10部
	ワーク・プラン（第3年次）	業務開始から約1カ月後	和文：10部 仏文：10部
	Monitoring Sheet Ver.5	Ver.4提出の6カ月後	和文：2部 仏文：2部
	Monitoring Sheet Ver.6	Ver.5提出の6カ月後	和文：2部 仏文：2部
	プロジェクト業務進捗報告書 （第3年次）	第3年次契約終了時	和文：10部 仏文：10部 CD-R：3枚
第4年次	業務計画書（第4年次） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文：10部
	ワーク・プラン（第4年次）	業務開始から約1カ月後	和文：10部 仏文：10部
	Monitoring Sheet Ver.7	Ver.6提出の6カ月後	和文：2部 仏文：2部
	Monitoring Sheet Ver.8	Ver.7提出の6カ月後	和文：2部 仏文：2部
	Monitoring Sheet Ver.9	Ver.8提出の6カ月後	和文：2部 仏文：2部

プロジェクト業務完了報告書	第4年次契約終了時	和文：20部 仏語：20部 CD-R：3枚
---------------	-----------	-----------------------------

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

ア) ワーク・プラン記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- e) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- f) 業務フローチャート
- g) 要員計画
- h) 先方実施機関便宜供与負担事項
- i) その他必要事項

イ) プロジェクト業務進捗報告書／完了報告書記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- d) プロジェクト目標の達成度
- e) 上位目標の達成に向けての提言
- f) 次期活動計画（進捗報告書のみ）

添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。）

- ①PDM（最新版、変遷経緯）
- ②業務フローチャート
- ③詳細活動計画（WBS等を活用）
- ④専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- ⑤研修員受入れ実績
- ⑥供与機材・携行機材実績（引渡しリスト含む）
- ⑦合同調整委員会議事録等
- ⑧その他活動実績

注) d)、e) 及び⑥の引渡しリストは完了報告書のみ記載

(2) 技術協力成果品等

コンサルタントが直接作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、それぞれの完成年次のプロジェクト事業進捗報告書／完了報告書に添付して提出することとする。

ア 農民間普及アプローチガイドライン（案及び最終版）

イ 各種技術マニュアル（案及び最終版）

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したもののについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ WBS
- エ 業務フローチャート

### 【第3 業務実施上の条件】

#### 1. 業務工程計画

以下の4つの期間に分けての業務実施を想定している。

- (1) 第1年次：2017年2月～2018年1月
- (2) 第2年次：2018年2月～2019年4月
- (3) 第3年次：2019年5月～2020年7月
- (4) 第4年次：2020年8月～2022年1月

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目途

合計 約 150.0 M/M

##### (2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

なお、プロジェクト活動が中断することのないよう、プロジェクト実施期間を通じて最低1名の団員が現地に滞在し、事業の進捗を管理できるよう配置を検討すること。

- ア 総括／農民間普及（1号）
- イ 養殖技術（2号）
- ウ 農業経済
- エ 融資制度
- オ 養殖普及／研修
- カ 業務調整／研修補助

##### (3) 通訳

本業務には、通訳（仏語）配置することも可とする。

ただし、現地（近隣第三国含む）での通訳雇用のみを認めるものとする。

#### 3. 対象国の便宜供与

M/M (Minutes of Meetings) 及び R/D を参照のこと。

#### 4. プロジェクト車両

プロジェクト活動用の車両について、第1年次はレンタカーを使用するものとして見積もりに計上すること。なお、第1年次途中において JICA が四輪駆動車2台を調達し、同車両をプロジェクトに貸与する予定であるため、第2年次以降については、必要となるドライバー費用、燃料費、保守管理費用等を見積もりに計上すること。

## 5. 供与機材の現地調達

プロジェクト活動用として下記の資機材を現地にて購入することを想定している。同経費を見積もりに計上すること。また、購入方法、手順等は「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン」に従うこと。資機材の仕様については、C/P 機関と協議の上、ベナンの事情に即したものとすること。

なお、下記以外に業務遂行上必要となる資機材があれば、その理由とともにプロポーザルの中で提案すること。

	資機材	数量	仕様例
(1)	コピー機	1	最大 A3 対応、拡大／縮小／ソーター機能
(2)	FAX 機	1	A4 普通紙対応
(3)	PC	2	CD-RW、UPS 他周辺機器を含む
(4)	プリンター	1	カラー印刷、A4 対応
(5)	プロジェクター	1	液晶パネル画素数（横×縦×枚数）：1280×800×3、色再現性：フルカラー1600 万色程度
(6)	デジタルカメラ	2	有効画素数 1000 万画素程度

## 6. 配布資料／貸与資料

(配布資料)

- ・ベナン国内水面養殖普及プロジェクトフェーズ2 詳細計画策定調査結果（案件概要表、リスク管理チェックリストを含む）
- ・M/M 及び R/D

(貸与資料※)

- ・ベナン国内水面養殖普及プロジェクト プロジェクト事業完了報告書
- ・心理学的側面からみたアフリカ地域農業・村落開発分野協力にかかる分析調査報告書

※農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム（03-5226-8419）にて貸与します。

## 7. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。なお、経費については本見積もりに含めること。

(1) ベースライン調査

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

## 8. その他留意事項

### (1) 複数年度契約

本業務においては、第1年次から第4年次契約の各契約において、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

### (2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ベナン支所、在ベナン日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

### (3) 不正腐敗の防止

本業務の実施に当たっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

